

# プロモーション事業に係る企画提案競技実施要領

## 1 委託業務の目的

平成28年度から開始した南知多町タウンプロモーションプロジェクト「ウミひとココロ」において、南知多町独自の効果的なプロモーション事業を推進し、町内外へ幅広くプロジェクトを認知させ、南知多町を好きな人を増やすことを目的とする。

また、平成30年度は3年間の地域再生計画に基づく地方創生推進交付金を活用できる最終年度となることから、過去2年間で整備してきた情報発信基盤（※1）や情報発信チーム（仮）（※2）の更なる強化と、行政から自立した「ウミひとココロ」の運営体制の構築を目指す。

※1:ポータルサイト、Facebook、YouTube、パンフレット、缶バッジマシン、大判プリンター（A0まで印刷可能）

※2:住民11名及び役場企画課で組織されたチーム。平成28年度実施の情報発信講座参加者より希望者を募り結成。平成30年3月末に正式発足予定。

## 2 事業経緯

### ・平成27年度

まち・ひと・しごと創生法に基づき、「南知多町人口ビジョン」及び「南知多町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。

### ・平成28年度

地方創生加速化交付金および推進交付金を活用し、南知多町タウンプロモーションプロジェクト「ウミひとココロ」をスタート。ポータルサイト、パンフレット、プロモーション動画の制作および「南知多町タウンプロモーション戦略（※3）」を策定。

### ・平成29年度

地域再生計画（※4）に基づく地方創生推進交付金を活用し、住民により組織された情報発信チーム（仮）とともに、ファン獲得のための事業や人材育成のための事業を実施。

※3:プロモーション事業を計画的に推進するための戦略。目標指標は下記の2点。

①ポータルサイトの記事への年間アクセス件数 240万PV/年

②facebook ページの「いいね!」総数 1万いいね!

※4:プロモーション事業、観光力再生事業、空き家バンク・まちづくり事業、しごと創生事業からなる3年間の計画。数値目標は下記の3点。

①観光客入込客数 378万人

②空き家バンク制度を利用した起業・創業支援数 11件

③空き家バンク制度を利用した延べ移住者数 130人

## 3 プロポーザル方式採用の理由及び導入効果

「1 委託業務の目的」を達成し、将来にわたって持続的に事業を運営していく体制を構築するため、企画提案競技(プロポーザル)方式により、創造性や技術力、課題解決力に優れた業者を選定する。

#### 4 委託業務概要

- (1) 委託業務名:プロモーション事業
- (2) 委託業務内容:別紙「プロモーション事業仕様書」のとおり
- (3) 履行期限:契約の日～平成31年3月20日
- (4) 委託金額の上限:17,200,000円(消費税相当額を含む)

#### 5 プロポーザル参加意向申出

本業務に対するプロポーザルに参加意向がある事業者はプロポーザル参加意向申出書(様式1)を提出すること。

- (1) 提出期限:平成30年3月28日(水)午後5時まで
- (2) 提出方法:持参又は郵送に限る。なお、持参の場合は、開庁時間内とし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- (3) 回答方法:南知多町入札参加資格等を確認のうえ、提案資格確認結果通知書(様式2)を送付する。

#### 6 事業者説明会

本実施要領の内容及びプロモーション事業の過去の経緯について説明会を開催する。事業説明会への参加は任意で、参加の有無が契約候補者の選考に影響を与えることはない。

- (1) 開催日時:平成30年3月26日 午後2時～
- (2) 開催場所:南知多町役場3階 委員会室(東)
- (3) 申込方法:事業者説明会参加申込書(様式3)を平成30年3月26日(月)正午までに役場企画課へ提出。(メール、FAX可)

#### 7 質問の受付

実施要領の内容について、不明な点がある場合は質問書(様式任意)を提出すること。

- (1) 提出期限:平成30年3月28日(水)午後5時まで
- (2) 提出方法:電子メールに限る。(電話、FAX不可)
- (3) 回答方法:提出された質問及び事業者説明会における質疑応答に対する回答は、電子メールで全ての**参加意向申出**事業者へ平成30年3月30日(金)午後5時までに行う。

#### 8 契約候補者の選定方法

公募型によるプロポーザル方式により選定する。

## 9 企画提案書の策定要領

- (1) 提出する書類の規格はA4版、長辺綴じ・両面印刷とする。
- (2) 企画提案書は、1社につき1案とする。PRしたいポイントや記載内容の理由、背景などの提案趣旨を明確に示すこと。なお、下記の企画提案書の構成の①については10ページ以内、②～⑤については別添とすること。必要に応じてA3版を使用する場合は2ページ扱いとし、短辺綴じとする。なお、表紙を付ける場合には10ページに含めない。
- (3) 別紙「プロモーション事業仕様書」の業務内容を踏まえ、企画提案書には概ね以下のような内容を記載する。

### 【企画提案書の構成】

#### ①本業務に対する企画提案

- ・仕様書の業務内容に基づき、次にあげる事項を記載すること。
  - ア. 情報発信基盤の維持管理・充実・活用
  - イ. 情報発信チーム（仮）等の育成
  - ウ. 業務工程管理の方策（スケジュール）（平成31年度以降も含む）

#### ②会社概要

- ・会社名、本社所在地、技術者数、業務内容
- ・連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレスなど)

#### ③本業務に係る実施体制及び配置予定者(所属、氏名、年齢、実務経験年数(※5)、本業務の担当・役割、取得資格、同種・類似業務の受託実績など)

#### ④見積書(※6)

本要領及び仕様書に定める業務について、具体的な内訳（業務内容、工程ごとの業務想定日数、積算根拠）を記載すること。

#### ⑤過去5年間での同種・類似業務の受託実績及び制作物等(※7)

※5:実務経験年数は、同種・類似の調査研究分野における経験年数を記入すること。

※6:見積書は、正本1部のみ契約権限受任者印を押印し、他は複写可とする。

※7:該当無い場合は不要。元請として受託した場合に限る。制作物については、それぞれ3点以内とする。

#### (4)その他

- ①企画提案書は、許可なく他に公表、貸与、使用しない。
- ②提出物は返却しないものとする。

## 10 企画提案書の提出期限など

- (1) 提出期限:平成30年4月10日（火）午後5時まで
- (2) 提出部数:企画提案書10部

※過去5年間での同種・類似業務の受託実績及び制作物等は1部で可。

- (3) 提出方法:持参又は郵送に限る。なお、持参の場合は、開庁時間内とし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

## 11 企画提案の選考など

- (1) 一次選考：提出された企画提案書などの提出書類により選考する。
- ①結果通知：選考の結果については、平成30年4月13日（金）までに文書で通知する。選考の結果に対する異議の申し立て、質問などは受け付けない。
- (2) 二次選考：企画提案書などの提出書類及びプレゼンテーションにより選考する。
- ①期 日：平成30年4月17日（火）（時間、場所などの詳細は、別途通知する。）
- ②発表時間：40分程度（20分以内のプレゼンテーションの後、20分以内の質疑応答を行う。）
- ③発表方法：4月10日（火）までに提出した企画提案書で行う。  
※パソコン、プロジェクターを使用する場合は、企画提案書提出時までに申し出ること。
- ④そ の 他：プレゼンテーションを行う者には、本業務に直接携わる担当者のみとし、3名以内とする。
- ⑤結果通知：選考の結果については、選考を行った日から2週間以内に文書で通知する。選考の結果に対する異議の申し立て、質問などは受け付けない。

## 12 審査項目

審査項目		全体に占める割合	評価基準
1	業務経歴	6/100	別紙1参照
2	業務実施体制	9/100	別紙1参照
3	企画提案に対する評価	80/100	別紙2参照
4	見積金額	5/100	委託金額上限を基準に算出

## 13 審査方法

- (1) 一次選考は、事務局にて審査を行う。
- (2) 二次選考は、町職員及び3月末に発足予定の情報発信チーム（仮）で構成する選考委員会により、各委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。
- (3) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数で競う「総合評価方式」により行う。
- (4) 審査項目1・2の評価基準については、別紙1のとおりとし、事務局が評価点数を算出する。
- (5) 審査項目3の評価基準については、別紙2のとおりとし、選考委員会が評価点数を算出する。
- (6) 審査項目4の評価については、事務局が標準偏差を用いて評価点数を算出する。  
※別紙1及び2については、提案資格確認結果通知書（様式2）に同封する。

## 14 契約候補者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い企画提案書を提出した事業者を契約候補者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、選考委員会の議決により選定する。

なお、当該契約候補者が辞退した場合は、次に総合点数の高い企画提案書を提出した事業者を契約候補者として選定する。

本プロポーザルは、提案者が1者であっても成立するものとする。しかし、契約候補者に選定された事業者との契約締結を保障するものではない。

## 15 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法などの適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為を行った場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為など、選考委員会が失格であると認めた場合。

## 16 企画提案に当たっての注意事項

- (1) 支払等に関する事項、契約の変更・解除に関する事項など、契約に当たっての重要な事項については契約時に定める。
- (2) 採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型になるが、全ての提案事項について契約を保証するものではなく、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本町と提案者との協議によって契約締結段階に項目の追加、変更、又は削除を行うものとする。
- (3) プレゼンテーション時において、その趣旨及び内容に変更がない範囲において、提案書と別の資料を提示することは可とする。また、提案者多数の場合は、提出書類の内容に基づく一時審査によりプレゼンテーション対象者が決定されるため注意すること。
- (4) 当事業が地方創生推進交付金の対象として交付決定されなかった場合は、契約締結できないことがある。

## 17 企画提案に要する経費

企画提案書などの作成経費・旅費などの必要経費は、参加事業者の負担とする。

## 18 担当部署（事務局）

実施要領に定める各種書類の提出先や問合せ等は南知多町役場企画課が担当する。

南知多町役場 企画部 企画課 担当：高田・内田

〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

電話番号:0569-65-0711 (代表) 内線 332

FAX 番号: 0569-65-1235

Eメール:[kikaku@town.minamichita.lg.jp](mailto:kikaku@town.minamichita.lg.jp)

### 【プロモーション事業に係る業者選定事務フロー】

- 平成30年3月20日(火) : プロモーション事業に係る企画提案競技の公募開始  
3月26日(月) : 事業者説明会  
3月28日(水) : プロポーザル参加意向申出及び質問の提出期限  
4月10日(火) : 企画提案書等の提出期限  
4月13日(金) : 一次選考結果の通知  
4月17日(火) : 企画提案のプレゼンテーション  
4月18日(火) : 選考委員会による業者の選定  
4月20日(金) : 参加者へ選考の結果について通知(選考の日から2週間以内)  
5月 上旬 : 選定業者と契約締結